



熊本県公報

第 1 2 6 4 5 号
平成 29 年 8 月 8 日 (火)
(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の更新…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基
づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の変更…………… (") 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 予算の専決処分…………… (財政課) 2

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 8

告 示

熊本県告示第 7 2 2 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 S O A R	デイサービスにしださんち	荒尾市本井手 1 8 番地	平成 2 9 年 8 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 7 2 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので同法第 6 9 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
医療法人赤髭会高本脳神経外科医院 上益城郡益城町惣領 1 3 1 6 番地	平成 2 9 年 8 月 1 日
有限会社まつ薬局 山鹿市山鹿 1 番地	平成 2 9 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 2 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので同法第 6 9 条の規定により公示する。
平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
リズム薬局 上益城郡御船町大字豊秋 1 5 5 8 番 3	平成 2 9 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 2 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ファークロス薬局ゆう	医療機関の名称	ゆう薬局	ファークロス薬局 ゆう	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 7 2 6 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こどもサポートステーション すずらんの森 人吉市瓦屋町 1 1 7 4 - 2	有限会社 介護生活 研究所 人吉市願成寺町 4 8 2 - 2 福山 幸義	平成 2 9 年 7 月 2 8 日	4 3 5 0 6 0 0 1 4 6	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 7 2 7 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
リハトレクラブ s a n t e 天草市太田町 2 0 - 1 1 F	株式会社リハビリテ ーションコムラッド 天草市川原町 7 - 2 9 - 3 小川 知己	平成 2 9 年 8 月 1 日	4 3 5 3 0 0 0 1 3 8	指定放課後 等デイサー ビス 指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第 7 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 9 年 7 月 3 1 日付けで専決した平成 2 9 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号）の要領は、次のとおりである。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 2 8 号

平成 2 9 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281,341千円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ 895,212,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 7 月 3 1 日 専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円	千円	千円
		156,579,040	40,733	156,619,773
	1 国庫補助金	91,909,790	40,733	91,950,523
2 繰越金		442,158	198,608	640,766
	1 繰越金	442,158	198,608	640,766
3 県 債		99,153,000	42,000	99,195,000
	1 県 債	99,153,000	42,000	99,195,000
歳 入 合 計		894,931,562	281,341	895,212,903

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		64,543,627	257,941	64,801,568
	1 農 業 費	18,684,933	194,941	18,879,874
	2 林 業 費	16,452,087	63,000	16,515,087
2 災 害 復 旧 費		47,013,504	23,400	47,036,904
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	23,751,878	23,400	23,775,278
歳 出 合 計		894,931,562	281,341	895,212,903

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前				補 正 後																
事 項		期 間	限 度 額	事 項		期 間	限 度 額													
農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成29年度において総額54億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成30年度 ～平成50年度	千円 597,499	農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成29年度において総額56億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成30年度 ～平成50年度	千円 620,866													
		年次別内訳				年次別内訳														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 農協 人 銀行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td>年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>年 0.85% 以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 農協 同 銀行</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>年 0.85% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 農協 人 銀行	15年 以内	年 1.30% 以内	年 0.85% 以内	共 農協 同 銀行	20年 以内	年 1.30% 以内	年 0.85% 以内	平成30年度	63,451	(台風被害対策資金)		平成30年度	65,870		
		区 分	期 間	利子補給率																
個 農協 人 銀行	15年 以内	年 1.30% 以内																		
		年 0.85% 以内																		
共 農協 同 銀行	20年 以内	年 1.30% 以内																		
		年 0.85% 以内																		
平成31年度	65,700	平成31年度	68,300																	
		平成32年度	65,700	平成32年度	68,300	平成32年度	68,300													
		平成33年度	61,968	平成33年度	64,466	平成33年度	64,466													
		平成34年度	56,773	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 農協 人 銀行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td>年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>年 0.85% 以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 農協 同 銀行</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>年 0.85% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 農協 人 銀行	15年 以内	年 1.30% 以内	年 0.85% 以内	共 農協 同 銀行	20年 以内	年 1.30% 以内	年 0.85% 以内	平成34年度	59,060	平成34年度	59,060
		区 分	期 間			利子補給率														
個 農協 人 銀行	15年 以内	年 1.30% 以内																		
		年 0.85% 以内																		
共 農協 同 銀行	20年 以内	年 1.30% 以内																		
		年 0.85% 以内																		
		平成35年度	51,507	平成35年度	53,578	平成35年度	53,578													
		平成36年度	46,240	平成36年度	48,094	平成36年度	48,094													
		平成37年度	40,973	平成37年度	42,610	平成37年度	42,610													
		平成38年度	35,707	平成38年度	37,128	平成38年度	37,128													
		平成39年度	30,440	平成39年度	31,644	平成39年度	31,644													
		平成40年度	25,174	平成40年度	26,161	平成40年度	26,161													
		平成41年度	19,907	平成41年度	20,678	平成41年度	20,678													
		平成42年度	14,640	平成42年度	15,194	平成42年度	15,194													
		平成43年度	9,374	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 農協 人 銀行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td>年 1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>年 0.85% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 農協 人 銀行	15年 以内	年 1.30% 以内	年 0.85% 以内	平成43年度	9,711	平成43年度	9,711				
		区 分	期 間			利子補給率														
個 農協 人 銀行	15年 以内	年 1.30% 以内																		
		年 0.85% 以内																		
		平成44年度	4,107	平成44年度	4,228	平成44年度	4,228													
		平成45年度	2,219	平成45年度	2,225	平成45年度	2,225													
		平成46年度	1,653	平成46年度	1,653	平成46年度	1,653													
		平成47年度	1,153	平成47年度	1,153	平成47年度	1,153													
		平成48年度	653	平成48年度	653	平成48年度	653													
		平成49年度	153	平成49年度	153	平成49年度	153													
		平成50年度	7	平成50年度	7	平成50年度	7													

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 2,842,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	千円 2,849,000	(補正前に同じ)		
単県治山事業費	56,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			91,000			
計	2,898,000				2,940,000			

公 告

熊本県公告第 4 4 5 号

菊池郡大津町に事務所を置く護川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	合 志 義 一	菊池郡大津町大字杉水 1 7 8 番地
理事	石原 大成	菊池郡大津町大字杉水 2 7 2 9 番地
理事	安永 和博	菊池郡大津町大字杉水 1 2 6 4 番地 4
理事	藤坂 正昭	菊池郡大津町大字矢護川 2 3 6 6 番地
理事	堤 英二	菊池郡大津町大字矢護川 3 6 1 4 番地 1
理事	永田 博元	菊池郡大津町大字矢護川 3 0 8 3 番地
理事	永田上 博元 春	菊池郡大津町大字矢護川 1 3 5 6 番地
理事	大村 元築	菊池郡大津町大字矢護川 1 3 4 3 番地
理事	府内 傳 一	菊池郡大津町大字平川 2 5 1 9 番地
理事	松岡 一 夫	菊池市旭志尾足 3 3 8 番地
理事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川 1 0 3 3 番地
理事	今村 太	菊池郡大津町大字矢護川 4 5 9 番地 1
理事	永田 光雄	菊池郡大津町大字矢護川 3 0 1 4 番地 2
監事	清水 誠	菊池市旭志川辺 5 7 1 番地
監事	今村 信敬	菊池郡大津町大字矢護川 1 2 8 7 番地
就任		
理事	豊岡 敏 則	菊池郡大津町大字杉水 3 1 2 番地 2
理事	豊田 一 臣	菊池郡大津町大字杉水 3 0 2 番地
理事	安永 和博	菊池郡大津町大字杉水 1 2 6 4 番地 4
理事	大村 勝伸	菊池郡大津町大字矢護川 2 5 0 4 番地
理事	大村山 千 年	菊池郡大津町大字矢護川 3 1 1 4 番地
理事	永田 数見	菊池郡大津町大字矢護川 3 0 8 1 番地
理事	大村 真幸	菊池郡大津町大字矢護川 1 3 5 2 番地
理事	大村 信 一 郎	菊池郡大津町大字矢護川 1 3 3 2 番地
理事	中野 桂 一	菊池郡大津町大字平川 5 2 4 番地
理事	松岡 一 夫	菊池市旭志尾足 3 3 8 番地
理事	今村 達也	菊池郡大津町大字矢護川 1 0 3 3 番地
理事	今村 太	菊池郡大津町大字矢護川 4 5 9 番地 1
理事	澤山 司	菊池郡大津町大字矢護川 4 4 7 番地
監事	清水 誠	菊池市旭志川辺 5 7 1 番地
監事	今村 鉄 夫	菊池郡大津町大字矢護川 1 3 1 9 番地

熊本県公告第 4 4 6 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 8 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かし ま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字鯰字長橋 2 3 8 8 番 ほか 8 筆
渡辺 勝臣	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新 3 0 番 1 1 5 ほか 4 6 筆
松井 栄光	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新 3 0 番 1 3 ほか 6 筆
志賀 元	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新 3 0 番 6 2 ほか 4 筆
高橋 幸隆	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新 3 0 番 6 5 ほか 3 筆

藤本 幸栄	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新 3 0 番 3 3 ほか 2 筆
藤本 勝賢	上益城郡山都町御所	上益城郡山都町御所字葛窪ケ迫新 3 0 番 7 ほか 5 筆
株式会社もやいネット真城	菊池郡大津町真木	菊池郡大津町大字真木字東津留 6 8 2 番 ほか 6 筆
丹波 節良	熊本市東区新外	菊池郡菊陽町大字馬場楠字南迫 6 8 0 番 1 ほか 1 6 筆
株式会社持丸園	玉名郡和水町上和仁	玉名郡和水町中和仁字鶴田 5 3 番ほか 1 5 筆
株式会社山田ファーム	八代市郡築一番町	八代市郡築一番町 3 3 6 番
岡 直輝	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字四番割 1 4 8 6 番 1
岡 直輝	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字四番割 1 4 8 7 番 1
田崎 千也	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字稲雲 9 1 4 番
稲田 一俊	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字十王道 1 4 1 番ほか 1 4 筆
岡田 誠	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字七百町参番割 1 3 2 8 番 1 ほか 2 筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字七百町参番割 1 3 2 8 番 1 ほか 2 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 7 月 2 5 日

熊本県公告第 4 4 7 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 8 月 8 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 8 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字開田 3 0 番 1 ほか 7 5 筆
農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字開田 7 番ほか 2 5 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 7 月 2 7 日